

平成25年3月22日、第19回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	中村正生
2番	笠原康博
3番	房川喜洋
4番	氏家康夫
5番	杉本公也
6番	柴野忠征
7番	滝本 広
8番	本田信幸
9番	太田 誠
10番	國見正則
11番	久保伸一
12番	小沼 悟
14番	重松秀光
16番	金刺健四郎
17番	安田 稔
18番	戸田重勝

本日欠席した委員

13番	佐々木 邦夫
15番	纒坂 尚久

附議した案件

- 議案第 87号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 88号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 89号 現況証明願いについて
議案第 90号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 91号 平成 25 年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について
議案第 92号 賃借料情報の提供について
議案第 93号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農業委員会が定める別段の面積(下限面積)について
議案第 94号 標準処理期間の設定について
議案第 95号 農地法第 6 条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について
報告第 56号 農地法第 3 条の規定による申請許可に対する専決処分について
報告第 57号 農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
報告第 58号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について
報告第 59号 農地委員会開催報告について
報告第 60号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地等取得について
報告第 61号 農業経営改善計画認定について

本日出席した職員

事 務 局 長	原 田 武 志
農地係長・庶務係長	若 森 修 二
農 地 主 査	吉 田 佳 弘
係	本 間 光 代

(開 会 13時10分)

- 議 長 定刻になりました。
ただ今の出席委員は 16 名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第 19 回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程 1、「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第 24 条第 2 項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
4 番、氏家 康夫 委員。
5 番、杉本 公也 委員。
以上、2 名を指名致します。
日程 2、会務報告を事務局長から報告致します。
事務局長。

事務局長 2月26日の総会以降につきまして会務報告を致します。
 項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと思ひます。
 最初は、中標津町議会3月定例会であります。

3月4日から14日までの日程で開催され、平成24年度補正予算、行政報告、施政方針、一般質問、平成25年度予算のほか、2月総会でご決定いただきました「農業委員会等に関する法律第29条の規定による費用額の負担及び徴収に関する条例の廃止」も含め各種条例の制定、改正等について審議し、可決決定されております。

本会議が開催された4日、5日、14日に会長が出席しております。

次に、3月8日札幌市において北海道農業者年金協議会理事会が開催され、「新年金発足から10年・10万人を契機として、5月の全国大会での政府提案の中に盛り込む農業者年金制度の改正・改善要請事項、市町村農業者年金協議会の参画促進、平成24年度北海道農業者年金協議会の事業実施状況、規約の改正等」が協議されております。安田会長が理事として出席しております。

最後に3月16日ホテルマルエー温泉におきまして、中標津町農業委員OB会がOB11名の出席により開催され、会長が来賓として出席し祝辞を述べております。

以上、会務報告と致します。

議長 以上で会務報告を終わります。
 日程3、議案第87号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 16番金刺です。
 上程になりました議案第87号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)について説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字豊岡

歳 農業

借主 中標津町字豊岡

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	48,712	牧草畑
"		"	"	12	"
計2筆			畑	48,724	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 近隣農家に賃貸するもの

借主 経営規模拡大するもの

4. 移転の方法 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

6. 価格 年 170,000円

7. 資金調達法 自己資金 170,000円

8. 当事者の経営状況

構 成 員	農 従 者	経 営 地			家 畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	牛 頭
人	人				

9. 見取図 別 紙

この案件につきましては、 氏の経営規模縮小に伴い近隣の に賃貸借するもので、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。
 (「ありません」の声多数。)
 なければ質疑を打ち切ります。
 おはかり致します。
 本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認めます。
 よって本案は原案のとおり、可決されました。
 日程4、報告第56号「農地法第3条の規定による申請許可に対する専決処分について」を議題に供します。
 内容を事務局から報告願います。
 (挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第56号「農地法第3条の規定による申請許可に対する専決処分について」事務局よりご説明致します。議案の51ページをお開きください。

去る2月28日に釧路地方裁判所より証明書の交付があり、最高価買受申出人が次のとおり決定、3月12日付で農地法第3条の許可をしておりますのでご報告致します。

なお、最高価買受申出人と落札価格のみ読み上げ、他は記載のとおりですので省略させていただきます。

(1) 最高価買受申出人、標津町 、 。
 価格、3,520,000円。
 以上です。

議 長 以上で報告を終わります。
 日程5、報告第57号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。
 内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 16 番金刺です。

報告第 57 号「農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」
(1) について説明致します。

53 ページをお開きください。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 届出人の住所、氏名 中標津町字
2. 許可年月日、許可番号 平成 24 年 4 月 27 日付 中農委第 1 号
3. 許可地の所在 中標津町字
4. 転用目的 砂利・黒墨・土 採取
5. 事業計画の期間 平成 24 年 4 月 27 日から平成 25 年 3 月 31 日まで
6. 事業完了年月日 平成 24 年 1 月 29 日
7. 完了検査年月日 平成 25 年 3 月 6 日

この件につきましては、平成 25 年 3 月 6 日に第 3 地区推進班において施工者立会
いの元、採取状況・現地確認をしました。

積雪の時期ではありますが現場は除雪されており、概ね良好な状態でした。

以上でございます。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

以上で事業完了届についての報告を終わります。

日程 6、議案第 88 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程致しま
す。

(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 16 番金刺です。

上程になりました議案第 88 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」(1)
について説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名
申請人 中標津町字西竹
2. 許可を受けようとする土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	備考
		公簿	現況		
		畑	畑	50,415 の内 15,900	

3. 許可を受けようとする事由 砂利・黒墨・土 採取の為

4. 転用期間 平成 25 年 4 月 26 日から平成 26 年 4 月 25 日

5. 採取量 砂利 7,096 m³
黒墨 13,124 m³

6. 最大切深 土 5,598 m³
9.7 m
7. 見取図 別 紙

この案件につきましては、砂利・黒墨・土採取のため申請があったものであります。

氏の4条申請による砂利等採取については、平成7年度より計画的に採取事業を実施しているところであり、採取計画が終了することにより一団で利用しやすい農地として利用可能になることで、転用は止むを得ないものと判断致しました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかりいたします。

本案は原案のとおり北海道農業会議へ諮問することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、諮問致します。

日程7、議案第89号「現況証明願いについて」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 小沼委員。

小沼委員 12番小沼です。

議案第89号「現況証明願いについて」(1)について説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 申請人の住所、氏名

中標津町字武佐

2. 土地の表示

所在	地番	公簿	現況	面積 m ²	利用状況
		畑	農地・採草放牧地以外	3,386	山林

3. 申請の理由

地目変更登記のため

4. 見取図 別 紙

この案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は競売物件で落札した一団の土地の中に含まれていたもので、地区推進班の現地調査により現況農地以外と確認、裁判所に報告しており、3条許可不要となった土地であることから、農地・採草放牧地以外の土地であると認めるものです。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。
 (「ありません」の声多数。)
 なければ質疑を打ち切ります。
 おはかり致します。
 本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認めます。
 よって本案は原案のとおり、可決されました。
 日程 8、報告第 5 8 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知について」を
 議題に供します。
 内容を事務局から報告願います。
 (挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第 5 8 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知について」事務局より
 ご説明致します。
 議案の 5 5 ページをお開きください。
 (1) ~ (6) まで、関連がありますので一括して説明致します。
 (以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名
 貸 主 中標津町字西竹
 借 主 中標津町字西竹
2. 解約する土地

所 在	地 番	現況地目	面 積 (m ²)	備 考
		畑	5 1 , 0 7 7	牧草畑
"		"	49,540 の内 3 0 , 4 7 6	"
"		"	9 , 3 3 0	"
計 3 筆		畑	9 0 , 8 8 3	

3. 利用権の種類 賃貸借権
4. 契約期間 平成 1 8 年 5 月 3 0 日から平成 2 8 年 1 2 月 3 1 日まで
5. 合意解約成立の日 平成 2 5 年 3 月 5 日
6. 解約の理由 合意解約

(2)

1. 当事者の住所、氏名
 貸 主 中標津町字西竹
 借 主 中標津町字西竹
2. 解約する土地

所 在	地 番	現況地目	面 積 (m ²)	備 考
		畑	49,181 の内 2 9 , 5 0 9	牧草畑

3. 利用権の種類 賃貸借権
4. 契約期間 平成 1 8 年 5 月 3 0 日から平成 2 8 年 1 2 月 3 1 日まで
5. 合意解約成立の日 平成 2 5 年 3 月 5 日
6. 解約の理由 合意解約

(3)

1. 当事者の住所、氏名
貸主 中標津町字西竹
借主 中標津町字西竹

2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積 (㎡)	備考
		畑	49,178	牧草畑
"		"	49,181 の内 19,672	"
計2筆		畑	68,850	

3. 利用権の種類 賃貸借権
4. 契約期間 平成18年5月30日から平成28年12月31日まで
5. 合意解約成立の日 平成25年3月5日
6. 解約の理由 合意解約

(4)

1. 当事者の住所、氏名
貸主 中標津町字西竹
借主 中標津町字西竹

2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積 (㎡)	備考
		畑	49,540 の内 19,064	牧草畑
"		"	15,008	"
計2筆		畑	34,072	

3. 利用権の種類 賃貸借権
4. 契約期間 平成18年5月30日から平成28年12月31日まで
5. 合意解約成立の日 平成25年3月5日
6. 解約の理由 合意解約

(5)

1. 当事者の住所、氏名
貸主 中標津町字西竹
借主 中標津町字西竹

2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積 (㎡)	備考
		畑	914	牧草畑
"		"	48,184 の内 24,086	"
計2筆		畑	25,000	

3. 利用権の種類 賃貸借権
4. 契約期間 平成20年5月1日から平成25年11月30日まで
5. 合意解約成立の日 平成25年3月5日
6. 解約の理由 合意解約

(6)

1. 当事者の住所、氏名
貸主 中標津町字西竹
借主 中標津町字西竹

2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積 (㎡)	備考
		畑	45,624 の内 902	牧草畑

"		"	48,184 の内 24,098	"
計2筆		畑	25,000	

3. 利用権の種類 賃貸借権
4. 契約期間 平成20年5月1日から平成25年11月30日まで
5. 合意解約成立の日 平成25年3月5日
6. 解約の理由 合意解約

これら6件の案件については、議案第90号(12)~(20)に関連するもので、まず(1)と(5)は 氏の経営規模縮小に伴い、現在賃貸借中の農地を期間内解約するものです。

他4件につきましては、氏より返却された農地を含めた賃借地の集積利用を再度見直すためのあっせん会議を行い、それに伴い現在賃貸借中の農地をそれぞれ期間内解約するものであります。

以上です。

議長 以上で報告を終わります。

日程9、議案第90号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

なお、本案件につきましては(1)から(11)と、(12)から(17)、(18)から(20)の3回に分けて審議を致します。

(1)から(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 1番中村です。

上程になりました議案第90号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)について、説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字俵橋

歳 無職

借主 中標津町字俵橋

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	65,634	牧草畑
		"	"	32,780	"
計2筆			畑	98,414	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの

借主 期間満了により再設定するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

6. 価格 年 442,800円

7. 資金調達方法 自己資金 442,800円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	営地			家畜 牛頭
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
	3人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

この案件につきましては、賃貸借の契約期間満了に伴い再設定するものであります。
別添調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

(2)(3)につきましては、関連しますので一括説明します。

(以下、議案資料を朗読)

(2)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町俵中

歳 無職

借主 中標津町俵中

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	42,842	牧草畑
"		山林	"	10,444	"
"		原野	"	2,389	"
"		畑	"	40,417	"
計4筆			畑	96,092	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの

借主 期間満了により再設定するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

6. 価格 年 226,200円

7. 資金調達方法 自己資金 226,200円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	営地			家畜 牛頭
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

(3)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町俵中

歳 無職

借主 中標津町字俵橋

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	49,323	普通畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの

- 借主 期間満了により再設定するもの
4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定（賃貸借）
5. 期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
6. 価格 年 184,000円
7. 資金調達方法 自己資金 184,000円
8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			経営作物
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業
10. 見取図 別紙

この2件の案件につきましては、賃貸借の契約期間満了に伴い再設定するものであります。

別添調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上です。

- 議長 説明が終わりましたので、(1)から(3)の質疑に入ります。
 (「ありません」の声多数。)
 なければ質疑を打ち切ります。
 (4)から(11)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
 (挙手あり) 笠原委員。

- 笠原委員 2番笠原です。
 上程になりました議案第90号(4)から(11)について、一括説明します。
 (以下、議案資料を朗読)

(4)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
 貸主 中標津町丸山
 借主 中標津町字俣落 歳 農業
2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	50,304の内 50,000	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由
 貸主 期間満了により再設定するもの
 借主 期間満了により再設定するもの
4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定（賃貸借）
5. 期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
6. 価格 年 28,750円
7. 資金調達方法 自己資金 28,750円
8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				牛頭

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業
 10. 見取図 別 紙

(5)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町丸山

借主 中標津町字俣落

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	51,197 の内 50,000	牧草畑
"		"	"	54,119 の内 27,000	"
計2筆			畑	77,000	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの

借主 期間満了により再設定するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)

5. 期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

6. 価格 年 44,275円

7. 資金調達方法 自己資金 44,275円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜 牛頭
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別 紙

(6)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町丸山

借主 中標津町字俣落

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	49,345 の内 49,000	牧草畑
"		"	"	109,271 の内 77,000	"
計2筆			畑	126,000	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの

借主 期間満了により再設定するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)

5. 期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

6. 価格 年 72,450円

7. 資金調達方法 自己資金 72,450円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜 牛頭
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別 紙

(7)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町丸山

借主 中標津町字俣落

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	48,812 の内 48,000	牧草畑
"		"	"	109,271 の内 3,000	"
"		"	"	54,119 の内 27,000	"
計3筆			畑	78,000	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの

借主 期間満了により再設定するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

6. 価格 年 44,850円

7. 資金調達方法 自己資金 44,850円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				牛頭

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別 紙

(8)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町丸山

借主 中標津町青葉台

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	67,662 の内 67,000	牧草畑
"		"	"	109,271 の内 29,000	"
計2筆			畑	96,000	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの

借主 期間満了により再設定するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

6. 価格 年 55,200円

7. 資金調達方法 自己資金 55,200円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				牛頭

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別 紙

(9)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
 貸主 中標津町丸山
 借主 中標津町字俣落

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	76,352 の内 76,000	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由
 貸主 期間満了により再設定するもの
 借主 期間満了により再設定するもの
 4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)
 5. 期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
 6. 価格 年 43,700円
 7. 資金調達方法 自己資金 43,700円
 8. 借主の経営状況

構成員	農従者	経営地			家畜 牛頭
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別 紙

(10)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
 貸主 中標津町丸山
 借主 中標津町字俣落 歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	23,575 の内 23,500	牧草畑
"		"	"	32,749 の内 32,500	"
計2筆			畑	56,000	

3. 許可を受けようとする事由
 貸主 期間満了により再設定するもの
 借主 期間満了により再設定するもの
 4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)
 5. 期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
 6. 価格 年 32,200円
 7. 資金調達方法 自己資金 32,200円
 8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜 牛頭
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別 紙

(1 1)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町丸山

借主 中標津町字俣落

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	41,234 の内 41,000	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの

借主 期間満了により再設定するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)

5. 期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

6. 価格 年 23,575円

7. 資金調達方法 自己資金 23,575円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	牛頭
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図

以上8件の案件につきましては、賃貸借の契約期間満了に伴い再設定するものであります。

別添調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)から(11)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

(1)から(11)の案件について、これを原案のとおり決することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

ここで、会議規則第16条の規定により、委員の退席をお願い致します。

(委員、退席)

(12)から(17)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 戸田委員。

戸田委員 18番戸田です。

議案第90号(12)から(17)について、一括説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(1 2)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字西竹

歳 農業

借主 中標津町字西竹

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	1,800	牧草畑
		"	"	25,251	"
		"	"	22,357	"
計3筆			畑	49,408	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 経営規模縮小により近隣農家に賃貸するもの

借主 経営規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

6. 価格 年 181,000円

7. 資金調達方法 自己資金 181,000円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
	人				牛頭

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

(1 3)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字西竹

歳 農業

借主 中標津町字西竹

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	9,896	牧草畑
		"	"	14,562	"
計2筆			畑	24,458	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 経営規模縮小により近隣農家に賃貸するもの

借主 経営規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

6. 価格 年 97,000円

7. 資金調達方法 自己資金 97,000円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
	人				牛頭

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別 紙

(1 4)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字西竹

歳 農業

借主 中標津町字西竹

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	141,338 の内 127,204	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 経営規模縮小により近隣農家に賃貸するもの

借主 経営規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)

5. 期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

6. 価格 年 508,000円

7. 資金調達方法 自己資金 508,000円

8. 借主の経営状況

構成員	農従者	営 地			家畜
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	
人	人				牛頭

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別 紙

(1 5)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字西竹

歳 農業

借主 中標津町字西竹

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	98,517	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 経営規模縮小により近隣農家に賃貸するもの

借主 経営規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)

5. 期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

6. 価格 年 357,000円

7. 資金調達方法 自己資金 357,000円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	営 地			家畜
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	
人	人				牛頭

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別 紙

(1 6)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字西竹

歳 農業

借主 中標津町字西竹

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	4,180	牧草畑
"		"	"	34,709	"
"		"	"	9,917	"
"		"	"	41,377	"
"		"	"	5,736	"
"		"	"	3,646	"
"		"	"	8,328	"
計7筆			畑	107,893	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 経営規模縮小により近隣農家に賃貸するもの

借主 経営規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

6. 価格 年 297,000円

7. 資金調達方法 自己資金 297,000円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	営地			家畜 牛頭
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

(1 7)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字西竹

歳 農業

借主 中標津町字西竹

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	27,341	牧草畑
"		"	"	41,329	"
"		山林	"	6,140	"
"		畑	"	1,690	"
"		雑種地	"	4,428の内 2,918	"
計5筆			畑	79,418	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 経営規模縮小により近隣農家に賃貸するもの

借主 経営規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

6. 価格 年 315,000円

7. 資金調達方法 自己資金 315,000円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	営地			家畜 牛頭
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

これら6件の案件につきましては、貸主である の経営規模縮小に伴い、経営地の一部を賃貸借したいとの申し出があったものです。

2月13日に第4地区推進班において地域あっせん会議を開催し、協議の末借主を決定したものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(12)から(17)の質疑に入ります。
 (「ありません」の声多数。)
 なければ質疑を打ち切ります。
 おはかり致します。
 (12)から(17)の案件について、これを原案のとおり決することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。
 よって本案は原案のとおり、可決されました。
 (委員、着席)
 委員に申し上げます。
 本案は原案のとおり、可決されました。
 (18)から(20)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
 (挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 5番杉本です。
 上程になりました議案第90号(18)から(20)について、一括説明致します。
 (以下、議案資料を朗読)

(1 8)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字西竹

歳 無職

借主 中標津町字西竹

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	51,077	牧草畑
"		"	"	49,178	"
"		"	"	49,540の内 30,476	"
"		"	"	49,181	"
"		山林	"	9,330	"
"		牧場	"	1,481	"
計6筆			畑	190,723	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 賃借地を再調整し、近隣農家に賃貸するもの

借主 経営規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定（賃貸借）

5. 期間 平成25年4月1日から平成28年12月31日まで

6. 価格 年 650,000円

7. 資金調達方法 自己資金 650,000円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜 牛頭
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

(1 9)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字西竹

歳 無職

借主 中標津町字西竹

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	49,540の内 19,064	牧草畑
"		"	"	15,008	"
計2筆			畑	34,072	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 賃借地を再調整し、近隣農家に賃貸するもの

借主 経営規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定（賃貸借）

5. 期間 平成25年4月1日から平成28年12月31日まで

6. 価格 年 79,000円

7. 資金調達方法 自己資金 79,000円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜 牛頭
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

(2 0)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字西竹

歳 無職

借主 中標津町字西竹

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		原野	畑	45,624の内 902	牧草畑
"		"	"	914	"
"		畑	"	48,184	"
計3筆			畑	50,000	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 賃借地を再調整し、近隣農家に賃貸するもの

借主 経営規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定（賃貸借）
 5. 期間 平成25年4月1日から平成25年11月30日まで
 6. 価格 年 200,000円
 7. 資金調達方法 自己資金 200,000円
 8. 借主の経営状況

家 族	農 従 者	経 営 地			家 畜 牛 頭
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業
 10. 見取図 別 紙

これら3件の案件につきましては、先の案件の の経営規模縮小に伴い、
 が と から賃借していた農地を返却する申し出があったものです。
 2月13日に第4地区推進班において地域あっせん会議を開催して調整し、新たに
 借主を決定したものであります。
 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しま
 した。
 以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(18)から(20)の質疑に入ります。
 (「ありません」の声多数。)
 なければ質疑を打ち切ります。
 おはかり致します。
 (18)から(20)の案件について、これを原案のとおり決することにご異議ご
 ざいませんか。

全委員 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認めます。
 よって本案は原案のとおり、可決されました。
 日程10、報告第59号「農地委員会開催報告について」を議題に供します。
 内容を委員長から報告願います。
 (挙手あり) 金刺委員長。

金刺委員 16番金刺です。
 農地委員会の報告を致します。62ページをお開きいただきたいと思います。
 (以下、議案資料を朗読)

平成25年2月26日(火)3・4号委員会室において、農地委員会を開催し審議を行ったので、
 中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。
 審 議 内 容
 1. 平成25年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について
 中標津町農地移動適正化あっせん価格については、毎年度農地委員会の検討結果を農業委員会の総
 会において審議され決定しているところですが、平成25年度のあっせん価格について協議し結論
 を得ております。

協議結果

本町における平成24年1月から12月の売買事例では、ha当り80万円で取り引きされた事例はありません。最も多く取り引きされた事例は、ha当り70万円から75万円で全体に占める割合は30.4%となり、75万円から80万円を加えると全体に占める割合は50.7%となっています。単価平均は、659,000円であり、対前年比では19,000円低い価格となっておりますが、過去10年間の単価平均との比較では平均的な数値となっております。

近年、当農業委員会の「農地あっせん事業」において不調となった事例はなく、農地流動化は順調に推移し、実際に上限価格80万円で評価した価格により売買が行われていることから、現在の上限80万円は適正ものと考えられます。また、上限価格については、農業を取り巻く情勢が不透明なことから上げることは考えられないが、価格を下げることは、農家自体の資産価値を下げることとなり、農業者の動揺や抵抗等が懸念されます。

以上検討の結果、今後も農地売買が適正かつ順調に行われ、生産意欲の拡充や魅力ある農業の推進及び農業経営の安定が必要であるとのことから、平成25年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について、その上限価格を現行どおりのha当り80万円が適正価格であるとの意見で一致したものであります。

2. 平成24年中標津町賃借料情報の提供について

農地法第52条では、農業委員会は賃借等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うとされており、平成24年分の賃借料情報の提供について協議し結論を得ております。

協議結果

今回の農地委員会に提出された賃借料情報は、平成24年分の賃借案件の全てを集計した数値であるが、「農地法の運用について」では「農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供する。」となっていることから、保有合理化事業など通常の農業者同士の賃貸借ではない案件について取扱いの検討、管内農業委員会の賃借料情報の内容確認を行い農業者が本情報で適正な比較ができる数値とすることが必要であるとの結論としたところであります。

3. 下限面積（別段の面積）設定について

下限面積は、各農業委員会が農林水産省で定める基準に従い下限面積の範囲で設定できることとなっておりますが、併せて毎年下限面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっていることから、平成25年年度の下限面積について協議し結論を得ております。

協議結果

別段の面積を設定する場合、管内の営農規模が定めようとする別段の面積未満となる戸数が総農家戸数の40%を下らないように配慮すること、遊休農地が相当数存在する場合に設定することとなっており、現在本町管内で下限面積（2ha）未満で営農している農家はなく、遊休農地も極わずかであることから平成24年度も本年と同様、別段の面積は設定する必要はないとの結論としたところであります。

4. 標準処理期間の設定について

行政手続法第6条において規定されている標準処理期間について、各農業委員会総会において決定することが必要とのことであり、設定期間を協議し結論を得ております。

協議結果

国の指導としては、4週間（28日）が望ましいとされており、本農業委員会総会は年間11回の開催であり休会の月は注意が必要であるが、申請から許可処分まで4週間で可能との結論となりました。しかしながら、書類不備など特殊事情がある場合は、受付処理を適切に実施することが必要との意見が出されました。

以上、農地委員会の開催報告と致します。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

（「ありません」の声多数。）

なければ質疑を打ち切ります。

以上で農地委員会の報告を終わります。

日程11、議案第91号「平成25年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について」を上程致します。

提案内容を事務局から説明願います。

(挙手あり)農地係長。

農地係長 上程になりました議案第91号「平成25年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について」ご説明致します。

議案の40ページをお開きください。

「平成25年度中標津町農地移動適正化あっせん価格」について、次のとおりとする。

1ha当たり、上限80万円。

この案件につきましては、先ほど金刺委員長から報告がありましたとおり、上限価格を現行の80万円で据え置くことで意見の一致を見ております。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程12、議案第92号「賃借料情報の提供について」を上程致します。

提案内容を事務局から説明願います。

(挙手あり)農地主査。

農地主査 議案第92号「賃借料情報の提供について」事務局よりご説明致します。

42ページをご覧ください。

標準小作料制度が廃止されたことから、農地法第52条に基づく地域における賃借料の目安になるものを農業委員会が提供することとなっております。

(以下、議案資料を朗読)

中標津町賃借料情報

平成24年1月から12月までに締結(公告)された農地法及び農業経営基盤強化促進法による賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりとなっております。

中標津町農業委員会

(10a当たり)

地域区分	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
中標津	3,764円	4,900円	2,000円	239	
計根別	3,069円	4,000円	1,400円	87	
参考(中標津町平均)	3,590円	4,900円	1,400円		

なお、この賃借料情報は、総会承認後農業委員会のホームページに掲載し公表する
ものであります。

以上、説明とさせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
(「ありません」の声多数。)
なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり提供することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程 13、議案第 93 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農業委員会が定
める別段の面積について」を上程致します。
提案内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 事務局長。

事務局長 上程になりました議案第 93 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農業委員
会が定める別段の面積について」提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 44 ページをお開きください。

農林水産省が定める「農業委員会の適正な事務実施について」により、農業委員会
は毎年下限面積(別段の面積)の設定又は修正の必要性について審議することとされて
いることから、先の農地委員会により協議し結論を得、現行の下限面積 2ha の変更
は行わないものであります。

理由と致しましては、(1)農地法施行規則第 20 条第 1 項適用によります別段の面
積未満となる農家数の制限、(2)農地法施行規則第 20 条第 2 項適用によります遊休
農地割合の状況を勘案し変更しないとしたものであります。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程 14、議案第 94 号「標準処理期間の設定について」を上程致します。
提案内容を事務局から説明致します。

事務局長。

事務局長 上程になりました議案第94号「標準処理期間の設定について」の提案理由についてご説明申し上げます。

46ページをお開きください。

行政手続法第6条において定めるよう努めることとされております標準処理期間につきまして先の農地委員会で協議の結果、農地委員長から報告がありましたとおり、農地法第3条第1項にかかる標準処理期間は28日とするものであります。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程15、議案第95号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。

内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地主査。

農地主査 議案第95号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。

48ページをお開きください。

平成24年度分として、

、 、 、 、 、 の10件の提出がありました。

記載のとおり、いずれも農業生産法人の要件を全て満たしているものであります。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。
 よって本案は原案のとおり、承認されました。
 日程16、報告第60号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地等取得について」を議題に供します。
 内容を事務局から報告願います。
 (挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第60号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地等取得について」事務局よりご説明致します。
 議案の65ページをご覧ください。
 この件につきましては、携帯電話中継施設の建設に伴う届出であります。農地法第5条第1項第7号のその他農林水産省で定めるもので、例外となる事項を定めた施行規則第53条第1項第14号の認定電気通信事業者の中継施設に該当するため、転用許可は不要となるものです。よって、報告のみ致します。
 計7件ございます。
 (以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名
 貸主 中標津町俵中
 借主 札幌市中央区

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	備考
		公簿	現況		
		畑	畑	24,707の内 251.73	

3. 使用期間 平成24年4月1日から平成34年3月31日まで
 (契約期間は、自動更新されるものとする)

(2)

1. 当事者の住所、氏名
 貸主 中標津町字俵橋
 借主 札幌市北区

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	備考
		公簿	現況		
		畑	畑	41,232の内 100	

3. 使用期間 平成25年1月1日から平成44年12月31日まで
 (契約期間は、自動更新されるものとする)

(3)

1. 当事者の住所、氏名
 貸主 中標津町字俵落
 借主 札幌市北区

2. 土地の表示

所 在	地 番	地 目		面 積 (m ²)	備 考
		公 簿	現 況		
		畑	畑	46,804 の内 100	

3. 使用期間 平成25年2月1日から平成45年1月31日まで
(契約期間は、自動更新されるものとする)

(4)

1. 当事者の住所、氏名
貸 主 中標津町字西竹
借 主 札幌市北区

2. 土地の表示

所 在	地 番	地 目		面 積 (m ²)	備 考
		公 簿	現 況		
		畑	畑	19,773 の内 55	
"		雑種地	畑	5,910 の内 45	
計2筆			畑	100	

3. 使用期間 平成25年2月1日から平成45年1月31日まで
(契約期間は、自動更新されるものとする)

(5)

1. 当事者の住所、氏名
貸 主 中標津町字協和
借 主 札幌市北区

2. 土地の表示

所 在	地 番	地 目		面 積 (m ²)	備 考
		公 簿	現 況		
		畑	畑	55,553 の内 100	

3. 使用期間 平成25年2月1日から平成45年1月31日まで
(契約期間は、自動更新されるものとする)

(6)

1. 当事者の住所、氏名
貸 主 中標津町字俣落
借 主 札幌市北区北9条西2丁目4番地1

2. 土地の表示

所 在	地 番	地 目		面 積 (m ²)	備 考
		公 簿	現 況		
		畑	畑	330,721 の内 100	

3. 使用期間 平成25年3月1日から平成45年2月28日まで
(契約期間は、自動更新されるものとする)

(7)

1. 当事者の住所、氏名
貸 主 中標津町南中

借主 札幌市北区

2. 土地の表示

所在	地番	地目		地目	備考
		公簿	公簿		
		畑	畑	89,108の内 63.75	

3. 使用期間 平成25年3月1日から平成45年2月28日まで
(契約期間は、自動更新されるものとする)

以上です。

議長 以上で報告を終わります。
日程17、報告第61号「農業経営改善計画認定について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第61号「農業経営改善計画認定について」事務局よりご報告致します。
議案の74ページをお開きください。
今回については、平成24年5月26日付から平成25年2月25日付で、認定の
あった者について記載しておりますので、お目をとおして頂きたいと思います。
再認定者24名となっています。
以上です。

議長 以上で報告を終わります。
以上で本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第19回総会を閉会致します。
ご苦労様でした。

(閉会 14時00分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年3月22日

会 長 _____

4 番 _____

5 番 _____